

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、多数の死者が出た場合における棺等葬祭用品の供給に関し、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と京都中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合の甲が行う棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において棺等葬祭用品を市民へ供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により甲の構成市町が設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定による協力要請において、やむをえない事情により乙と連絡を取れない場合は、直接乙の組合員に対し協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第 5 条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第 6 条 乙は、第 3 条の規定に基づき甲の要請を受けて棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務を実施したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品の費用については供給を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（支払いの請求）

第 8 条 乙は、組合員の供給実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求するものとする。

（費用の支払い）

第 9 条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第 10 条 甲が負担する費用の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（実施細目）

第 11 条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ実施細目で定めるものとする。

（有効期間）

第 1 2 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出のない時は、なお 1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、前条の規定による実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 17 年 3 月 25 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 京都府中京区烏丸通六角上ル饅頭屋町 608 番地
京都中央葬祭業協同組合
理事長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する京都南部都市広域行政圏推進協議会と京都中央葬祭業協同組合との協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定第2条に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) 骨つぼその他納骨に必要な物
- (3) ドライアイス
- (4) 線香・ロウソク・お花等焼香セット
- (5) 棺覆い（白布）

(要請手続)

第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、甲の会長が構成市町での必要品目、必要量等をまとめ、乙の理事長に対して行うものとする。

2 甲から乙への要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の方法で行うものとし、事後、要請書（様式1）により乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 供給を受ける市町名及び供給場所
- (3) 要請する棺等葬祭用品の品目、数量
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

(組合員名簿)

第4条 乙は、協定第3条に規定する業務に協力するために、事前に乙の組合員の名簿を甲に届け出るものとする。

(報告)

第5条 乙は、協定第6条に規定する乙の甲への報告に当たっては、次に掲げる事項を速やかに口頭又は電話等の方法で行うものとし事後、報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量
- (2) 供給した市町名・供給場所
- (3) 従事者の氏名
- (4) その他必要な事項

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、協定第8条に規定する費用の請求を、積算根拠を示す業務実績表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この細目は、協定の締結日から効力を生ずるものとする。

発 番
年 月 日

京都中央葬祭業共同組合理事長 様

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書（第 報）

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請する棺等葬祭用品の数量、履行期日	用品名及び数量 期 日 年 月 日
供給市町名及び供給場所	市町名 場 所
連絡担当者	電 話
備 考	